

豊能町では、保護者が労働・疾病等の事由により、放課後、留守家庭になる小学校1～6年生の児童を対象に健全な育成を図るため、平成27年4月より対象児童の学年を拡大し「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

□留守家庭児童育成室の趣旨について

放課後帰宅しても保護者の監護を受けられない留守家庭児童を対象に設置しています。育成室は、子どもたちが放課後に過ごすための生活の場として、自主的社会的及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立により、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。

□入室対象児童

- ・児童の保護者が次のいずれかの事由に該当するため、放課後帰宅しても保護者の監護を受けられない児童。

		入室の事由	認定期間
1	就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 月間15日以上、かつその月が3カ月以上継続していること ※就労証明が必要です。	就労が継続している期間
2	妊娠・出産	保護者が妊娠中であるか出産後間もない場合 ※育児休業中は、対象外です。 ※保育実施理由証明書が必要です。	出産予定日(8週前)から出産後(8週後)の月末まで
3	保護者の疾病、障がい	保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合 ※保育実施理由証明書が必要です。	療養にかかる期間
4	親族の介護、看護	同居の親族(長期入院等をしている場合も含む)を介護又は、看護をしている場合 ※保育実施理由証明書が必要です。	介護・看護に必要な期間
5	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業準備を含む) ※保育実施理由証明書が必要です。	90日を経過する日の月末まで
6	就学	学校または、職業訓練校に在学している場合 ※保育実施理由証明書が必要です。	保護者の在学している期間
7	その他	上記に類する状態にある場合 ※必要と認める書類	申請内容により必要と認める期間

□育成室の所在地及び定員

育成室	所在地	電話	定員
東能勢留守家庭児童育成室	余野 1008 番地 (東能勢小学校敷地内)	739-0626	50 名
光風台留守家庭児童育成室	新光風台 1 丁目 5 番地の 1 (光風台小学校敷地内)	738-3829	50 名
東ときわ台留守家庭児童育成室	東ときわ台 5 丁目 17 番地 (東ときわ台小学校敷地内)	738-5594	40 名
吉川留守家庭児童育成室	吉川 419 (吉川小学校敷地内)	738-5858	30 名

□開室日及び開室時間について

- 開室日 月曜日から金曜日及び第 4 土曜日 (小学校の夏休み期間等も同様)
- 開室時間 放課後より午後 5 時まで (ただし、午後 5 時から午後 7 時まで延長保育有り。) (夏休み等の小学校の休業日は、午前 8 時 00 分から午後 5 時まで。始業式等午前中に授業が終了する場合は、終了時刻から午後 5 時まで。延長保育有り。) *全ての児童が退室した時点で閉室とします。
- 休室日 土曜日(第 4 土曜日を除く)、日曜日、祝日及び休日、年末年始 *開室日及び開室時間は、令和 6 年度実績。(改定する場合があります。)

□申し込み方法について

申込期間	○令和 7 年 4 月入室希望の場合 令和 6 年 10 月 1 日 (火) ~ 同 10 月 23 日 (水)
	○年度途中の入室希望の場合 (定員に余裕がある場合) 随時申し込み
受付時間	午前 9 時~午後 5 時 30 分 (閉庁日等を除く。)
受付場所	吉川保育所・認定こども園ふたば園・ひかり幼稚園・本庁教育委員会・各育成室 (※郵送、電話による受付はできません。)

※小学校の夏休み等の期間のみの利用、もしくは育児休業中の受け入れはありません。

□提出書類について

- 1 留守家庭児童育成室入室申請書 (表)・・・入室児童 1 名につき 1 部
- 2 入室児童関係調書 (入室申請書 裏)・・・入室児童 1 名につき 1 部
- 3 就労証明書 又は 保育実施理由証明書(就労以外)
同居である 65 歳未満の方全員分・・・複数児童の場合はコピー可

□使用料について

- 児童1人当たり月額 5,000 円（1 時間延長保育月額 6,000 円・2 時間延長保育月額 7,000 円）
*児童が個々に使用もしくは消費する文房具及びおやつ代等の費用は、使用料に含まれていません。

○使用料の口座振替日は、原則毎月 26 日です。

○下記の指定金融機関において、口座振替をします。

育成室	指定金融機関
東能勢留守家庭児童育成室	大阪北部農業協同組合豊能支店
光風台留守家庭児童育成室	池田泉州銀行
東ときわ台留守家庭児童育成室	
吉川留守家庭児童育成室	

○次の場合は、減免措置がありますので、別途申請をしてください。（申請月の翌月から適用）

対象者の範囲	減免の額
① 生活保護世帯	全額
② 市町村民税非課税世帯	半額
③ 災害等により納付が困難な世帯	別途定める額

※②の「市町村民税非課税世帯」に該当される場合、4月～8月分の使用料は前年度(令和6年度)の課税状況、9月～3月分の使用料は当該年度(令和7年度)の課税状況により審査します。

○退室される場合、退室される月末までに退室届の提出がない場合は翌月分の使用料が発生します。時間変更も同様の取り扱いとします。

□入室許可通知書等について

○令和7年4月入室希望の場合

- ・令和7年2月下旬から同3月上旬頃に入室説明会を行います。
- ・同3月中旬頃までに入室許可通知書を送付します。

○年度途中の入室の場合

- ・提出書類が整ってから、各育成室において面接・入室説明をします。
その後、入室許可通知書を送付します。

□退室について

転居、もしくはその他の理由により退室される場合は、速やかに所定の様式で退室の手続きをしてください。（所定の様式（退室届）は、各育成室、本庁教育委員会にあります。）

また、次のような場合は、出席を一時停止、もしくは退室していただく場合がありますので、ご了承ください。

- ① 2週間以上、無断で欠席した場合
- ② 疾病その他の事由により、他の児童に影響を及ぼす恐れのある場合
- ③ 管理・運営上必要な指示に従わない場合

□申込内容に変更が生じた場合

次のような変更があった場合、必ず入室されている育成室に早急に申し出てください。

(原則、書類提出が必要です)

- 申込書類への記載内容（住所や家庭状況等
- 氏名や住所（町内で転居する。転出した。転入した。）
- 世帯員の構成（同居者が変わる。祖父母と同居する・別居する。結婚・離婚するなど）
- 留守家庭児童育成室入室の申請理由（例：就労→出産）
- 勤務を開始した場合は就労証明書をご提出ください。
- 雇用期間（内容に変更がなくても一定期間を経過した場合）
- 出産の予定

□ケガ・急病等が発生した場合について

ひどい風邪等の病気の場合は、保育できません。ご家庭で休養させてください。

また、開室時間中、児童にケガ・急病等が発生した場合は、次のとおり対処します。

- ① 医療機関へ行くほどではないが、応急処置が必要なケガ等の場合
 - ・育成室、もしくは学校の保健室において応急処置を行い、連絡帳または電話により、保護者へ連絡します。
- ② 医療機関へ行く必要があるケガ等の時
 - ・育成室、もしくは学校の保健室において応急処置を行った後、保護者へ連絡しますので速やかに育成室まで迎えに来てください。
- ③ 重大なケガ・急病等の時
 - ・育成室において、救急車で医療機関へ搬送します。同時に、保護者へ連絡しますので、速やかに当該医療機関までお越しください。

□その他

- 支援員から入室前に準備する物やルール等の説明をしますので、場所等の確認も含め、育成室へお越しください。

○入室に際して準備する物

- ・タオル、着替え、水筒など。
- ・弁当（学校の短縮授業等で学校給食が無い場合、夏休み等長期休業中）

○その他

各保護者会において、おやつ代を収集しています。